

# 高石市教育委員会定例会会議録

(平成 30 年 5 月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 30 年 5 月 9 日午後 3 時 00 分
閉 会	平成 30 年 5 月 9 日午後 3 時 40 分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 : 神 志 那 隆 教育部次長兼社会教育課長 : 杉 本 忠 史 教育部次長兼学校教育課長 : 吉 田 種 司 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 学 校 教 育 課 参 事 : 松 田 訓 一 学 校 教 育 課 長 代 理 : 杉 谷 賢 太 郎 教育研究センター所長 : 菅 原 庸 晴 こ だ も 家 庭 課 長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 社会教育課長代理兼青少年対策室長兼たかいし市民文化館長 : 石 田 俊 彦 公 民 館 長 : 松 井 勉 教育総務課長代理兼係長 : 上 田 麻 紀 教 育 総 務 課 主 事 : 井 川 秀 暢

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

### ・ 議案第 1 号 高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命並びに委嘱について

教育部次長兼 学校教育課長	平成 31 年度から中学校で使用する道徳の教科についての教科用図書の採択に係る選定委員会委員の任命並びに委嘱について、高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第 3 条の規定に基づき、選定委員会委員を 6 名以内で任命並びに委嘱していただく必要がある。本来ならば議案という形でご審議いただくところであるが、現時点では選定委員会の委員を提案できないこと、また中学校の教科用図書採択業務を行う都合上、次回の定例会では間に合わないことから、高石市教育委員会通則第 2 条第 2 項により、教育長専決で任命並びに委嘱いただき、後日開催の教育委員会会議にご報告させていただきたく提案させていただくものである。
西中委員	選定委員、教科書の選定委員会の委員の任命に係る設置の根拠法、何を根拠にしてこの委員会設置というのが行われるのかということ、それから委員の数と構成、本市の場合はどういう委員の構成になっているのか。
教育部次長兼 学校教育課長	大阪府教育委員会から、平成 31 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項が届いており、その中に、採択地区ごとにこの選定委員

	<p>会を設置して、調査研究を行うことと定められている。その上で、高石市附属機関条例にこの高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会というものが明記されており、この選定委員会については、教育委員会規則を定め調査研究にあたりと定められている。調査研究に当たる際については、教育委員会から諮問いただき答申をするという形でお答えするというようになっており、選定委員会のメンバーについては、規則に基づく、委員6人以内をもって組織すること、委員は教育委員会事務局職員、高石市立義務教育諸学校の校長、高石市立義務教育諸学校に在籍する児童または生徒の保護者ということと定められている。</p>
西中委員	<p>教科書の選定ということでその選定に係る専門の知見を有する学識経験者が出ていることが多いように思うが、選定委員会の組織の中でどれに該当するのか。</p>
教育部次長兼 学校教育課長	<p>この選定委員会以外に、調査研究を行う委員会を中学校の教頭、教員で調査研究を進めていく。その報告を選定委員会へ受けるという形になっており、さらにその選定委員会において調査研究を進めた上、教育委員会に報告させていただくという流れになっている。</p>
西中委員	<p>選定委員会の委員の欠格条項というのものもあるのか。</p>
教育部次長兼 学校教育課長	<p>教育委員会規則によると、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないと定められており、主に著者、編集者、教科書会社関係者、親族に教科書会社がいる者等が該当すると考えている。</p>
西中委員	<p>規則には、政治的中立という文言は入っているか。</p>
教育部次長兼 学校教育課長	<p>文言自体は、この規則本文には載っていないが、保護者委員を選んでいく流れの中で、各小学校、中学校のPTAの役員の中から政治的に中立であり、保護者の観点、視点から公平公正に教科用図書の調査研究をしていただける方をお願いしたいというように考えている。</p>
西村委員	<p>選定委員会の委員の委嘱がスケジュール的に、間に合わないということであるが、大体のスケジュールがどのようなものなのかを教えてください。</p>
教育部次長兼 学校教育課長	<p>今回選定に係る教科は、中学校の特別の教科道徳ということで、1教科のみである。昨年度については小学校で同様に1教科のみ、特別の教科道徳の教科書の採択をお願いしたところである。今週末には教頭、教員による調査委員会をスタートし、調査研究をスタートする。その後、教科用図書選定委員会を5月25日をめどに開催を考えており、その後数回の委員会を開催し、調査委員会の報告を受け、その後調査研究をさらに進め、教育委員会への答申という形でまとめていきたいと考えている。その後、8月開催の教育委員会会議において教育委員の皆様にご審議いただき、本市が来年度中学校で使用する道徳の教科用図書を採択していただくという流れで予定している。</p>
吉村委員	<p>教科書の選定対象となる会社は、小学校と同じか。</p>
教育部次長兼 学校教育課長	<p>昨年度、小学校は8社あり、今年度についても検定を受けたのが8社あり、その中から1社を採択するという流れになっている。</p>
採決	<p>可決</p>

・報告第1号 人事評価に関する協議について

教育総務課長	<p>高石市教育委員会通則第2条第3項の規定に基づき、人事評価に関する協議を行い、2ページ掲載の協議書のとおり教育長が臨時代理した旨を報告するものである。この協議は、地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき、人事評価の基準及び方法に関する事項、その他人事評価に関して必要な事項については人事評価制度の手引のとおりとし、教育委員会事務局職員の人事評価については、市長部局職員と同様、人事評価制度の手引に基づくものとするものである。また、人事評価は平成28年度から実施しており、これまでの人事評価制度の運用についても有効なものとして取り扱うこととするものである。</p> <p>次に、人事評価制度の手引について、人事評価制度の手引をごらんいただきたい。</p> <p>まず、人事評価の目的であるが、2ページの1、人事評価制度の目的に記載のとおり、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った職員の育成を行うとともに、能力、実績に基づく人事評価を行うことにより組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上、組織目標に対する最大限の効果につなげ、最終的には住民サービスの向上の土台をつくることを目的としている。</p> <p>次に、評価方法であるが、3ページに記載のとおり、能力評価と業績評価により行う。また、一次、二次評価ともに絶対評価による評価とするものである。対象職員は、4ページ記載のとおり、正職員、指導主事を含む正職員を対象としている。</p> <p>評価の期間は、7ページ、一番上に記載しているのとおり、4月1日から翌年の3月31日までとする。評価者は、下の表のとおり被評価者ごとに一次評価者、二次評価者となる。</p> <p>人事評価のスケジュールについては、10ページ記載のとおり、被評価者が5月上旬に目標を設定をする。次に、13ページ記載のとおり、一次評価者と被評価者の間で期首面談を5月中旬以降行う。14ページに記載しているのとおり、一次評価者は被評価者の職務記録を作成する。次に、15ページに記載しているのとおり、一次評価者と被評価者間で9月下旬以降に期中面談を行い、目標の進捗状況等の確認を行う。12月には、16ページに記載しているのとおり、被評価者が自己申告を行う。一次評価者が、17、18ページに記載の基準により評価を行う。二次評価者は、19ページ記載の留意点を踏まえ評価を実施する。なお、評価結果の開示については、20ページに記載しているのとおり、一次評価者が被評価者と期末面談を行う際に開示する。期末面談において、一次評価者は人材育成の観点から指導、助言を行う。</p> <p>評価者に対する研修については、21ページ記載のとおり実施している。</p> <p>評価制度の活用については、人材育成の活用ということで、組織パフォーマンスの向上や評価者のマネジメント能力の向上に寄与するものである。また、課長級以上の職員を対象とし、21ページの下の方のとおり勤勉手当に反映する。</p> <p>評価制度を円滑に運用するための苦情相談については、22ページから23ページ記載のとおりである。</p>
西中委員	非評価者からの苦情処理はあったか。
教育総務課長	現在まで苦情相談は、この2年間特になく運用できている。
西中委員	27年度以前と比べて変化はどうか。2年間行ってみて、何か特別な、顕著な効果があったか。

教育部長	<p>評価する立場と評価される立場ということで、27年度以前とどう変わったかという、制度的なものがようやく構築できて流れができたという段階であるため、具体的な効果を言及するのは難しい。しかし、個々人が目標を定めて仕事をしていくということで、1年でどうなったかを自分自身でもチェックするという、やはり効果が上がるのではないかと考えている。</p> <p>評価者としての立場で言うと、この人事評価制度は課員とのコミュニケーションの機会ということで、なかなか日ごろの業務の中では言えない部分でも、課員の育成を考え、少々厳しいことでも言える機会、また成果が上がったところは褒めていくという機会をつくれるという点では、いい機会がこの制度の中にはあるのではないかと考えている。</p>
佐野教育長	承認する。

### ・報告第2号 高石市社会教育委員の委嘱について

教育部次長兼社会教育課長	<p>本報告については、学校長会より高石市社会教育委員として、4ページに記載している委嘱者名簿のとおり、取石中学校長である南良博氏を推薦いただき、平成30年4月1日付にて委嘱したものである。任期については、平成31年3月31日までとなっている。また、高石市教育委員会通則第2条第3項の規定により、教育長が臨時代理している。</p>
佐野教育長	承認する。

### ・報告第3号 高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金運営委員の委嘱について

教育部次長兼社会教育課長	<p>学校長会より高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金運営委員会の委員として、6ページに記載している委嘱者名簿のとおり、取石中学校長の南良博氏を推薦いただき、平成30年4月1日付にて委嘱したものである。任期については、平成31年5月31日までとなっている。また、高石市教育委員会通則第2条第3項の規定により、教育長が臨時代理している。</p>
佐野教育長	承認する。

### ・報告第4号 社会教育委員会議の報告について

教育部次長兼社会教育課長	<p>これは、高石市社会教育委員会議規則第12条に基づき報告するものであり、3月16日に開催いたしました第3回社会教育委員会議の会議録となっている。内容については、報告事項が3件、協議事項が1件となっている。なお、会議録の要約については、8ページ、9ページに記載のとおりとなっている。</p>
西中委員	<p>市民体育大会の運営について、自治会の参加がだんだん減ってきて、テントの数も減ってきている。また自治体対抗のリレー選手を集めることが、自治会によって大変で、魅力ある種目や、参加賞を増やすというような意見が毎年出ているがこれについて検討機関を設けて検討しているのか。</p>
教育部次長兼社会教育課長	<p>今年度において、自治会の代表や体育協会の代表で、一度、社会教育課と一緒に協議の場を持ちたいと考えている。</p>
西中委員	<p>自治会が参加しなかった場合一般の方は参加できないことになっているのか。テントを張っていない一般の方は、一般競技には参加でき</p>

	るのか。
教育部次長兼社会教育課長	自治会のほうでテントを張っていただいている以外に市のほうでもテントを張っており、参加していただける方がそのテントを使っただけというような形にもなっており、自治会の方以外でも、一般の方も参加いただけるというような形になっている。
西中委員	一般参加者が分かるような標記があるのか。
教育部次長兼社会教育課長	分かりやすくするような方法を考えていきたいと考えている。
西中委員	徐々に自治会の規模の大きいところだけの参加になっているように感じる。アンケート調査や検討委員会はあるのか。
教育部次長兼社会教育課長	体育大会終了後に反省会等も開かせていただいている。参加者も少なくなってきたという事情もこちらのほうも確認しており、なるべくたくさんの方が参加できるような競技についても、今後協議していきたいと考えている。
佐野教育長	承認する。

・報告第5号 高石市立公民館運営審議会委員の委嘱について

教育部次長兼社会教育課長	学校長会から高石市立公民館運営審議会委員として、11ページに記載している委員名簿のとおり、高南中学校校長の佐藤寿彦氏をご推薦いただき、平成30年4月1日付にて委嘱したものである。任期については、平成31年3月31日までとなっている。また、高石市教育委員会通則第2条第3項の規定により、教育長が臨時に代理している。
佐野教育長	承認する。

・報告第6号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したのについて、同条第2項の規定に基づき、13ページ記載の学校教育課1件、社会教育課4件、こども家庭課1件の計6件につき報告させていただくものである。
佐野教育長	承認する。

・報告第7号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	平成30年4月11日から平成30年5月8日までの当教育委員会開催諸行事について、各課より報告
佐野教育長	承認する。

・翌月度の主要行事について

各所属長	平成30年5月9日から平成30年5月19日までの主要行事予定について、各課より報告。
佐野教育長	承認する。

・その他教育長が必要と認めた事項

佐野教育長	新潟等で、いろいろ子供に関わる悲しい事件が起こっている。今日の放課後、市内を巡回していただいたが、市内の小・中学校、幼稚園についてどのような状況だったか教えていただきたい。
学校教育課参事	本日、1時過ぎより市内各所、回転灯パトロールを実施させていただいた。子供たちについては、整然と下校していたと見受けられた。また、数名の方が各所に立ち、見守っていただいた。
佐野教育長	これで閉会とする。